

教 県 第 2 0 2 8 号
令 和 5 年 2 月 1 7 日

市町村教育委員会教育長 殿
市町村立幼小中学校長 殿
教 育 事 務 所 長 殿
県 立 学 校 長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援教育支援員配置の在り方・考え方等について（通知）

標記について、各学校においては、校（園）内教育支援委員会等を適切に設定・開催し、その機能が徹底された上で、特別支援教育支援員の配置について所管の教育委員会へ要請する必要があることから、下記を再確認し、今後の適切な対応をお願いいたします。

また、各所属において職員への周知をお願いいたします。

なお、県立特別支援学校につきましては、本件について所属職員へ周知し、適切なセンター的機能の対応についてよろしくをお願いいたします。

記

1 特別支援教育支援員（学校教育法施行規則第 65 条の 6）

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

2 特別支援教育支援員とは

「特別支援教育支援員（自治体によって職名は異なることがある。）」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師と連携の上、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

3 学校及び市町村教育委員会における対応

- (1) 各種法令等を遵守する。
- (2) 配置に係る根拠理由、本人と保護者の合意・意見等を明確にする。
- (3) 実態把握を適確に実施し、指導及び支援体制を構築する。
 - ① 幼児児童生徒と教師双方の困り感を明確に区別する。
 - ② 幼児児童生徒の障害に係る要因（直接支援）と生活環境等の背景（間接支援）を明確に区別する。

- (4) ユニバーサルデザイン、支援機器の活用、合理的配慮など、環境を整備することで対応可能な状況かを精査する。
- (5) 必要に応じて関係機関（保育・教育・心理・福祉・保健・医療など）と連携し、生活環境等の背景の支援を依頼する。
- (6) 各教育事務所が実施する巡回アドバイザー事業を活用し、課題解決を探る。
- (7) 必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能を活用し、課題解決を探る。
- (8) 支援による効果、発達段階・生活年齢上昇による支援・介助内容の減少、支援継続の必要性の有無等を明確に分析しながら次学年に引き継ぐ。

4 協議資料等（可能な限り準備した方がよい資料等）

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳等の写し（両方所持の場合は両方）
- (2) 知能検査・発達検査結果（各検査の判定基準や特性等から、原則として、境界知能・軽度・中度の知的障害がある児童生徒の場合や軽度の知的障害がある幼児、学習機会が限定されることが多い児童生徒（不登校など）は田中ビネー知能検査を、重度の知的障害がある児童生徒の場合や田中ビネー知能検査が実施困難な幼児は新版K式発達検査を使用する。
ただし、対応できない特別な事由があり、所管の教育委員会（市町村立学校の幼児児童生徒で県立特別支援学校への入学・転学を想定している場合は、市町村教育委員会を經由して県教育委員会まで）と調整した場合は当分の間、暫定的に他の知能検査又は発達検査（DQ明記）の使用ができるものとする。
- (3) 社会生活能力検査結果
- (4) その他（視知覚検査、構音検査、発達障害に係る検査など）の検査結果
- (5) 学習状況、生活状況、生育歴などの調査資料
- (6) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画
- (7) その他必要な資料等

5 参考資料

- (1) 「特別支援教育支援員」を活用するために（平成19年6月文科省初中局特支教育課）
- (2) 障害のある幼児児童生徒の支援に係る参考情報について（令和5年2月15日事務連絡）

本件担当

教育庁 県立学校教育課 特別支援教育室

TEL : 098 (866) 2715